



しばいぬ

年金講座

基礎 5 遺族年金

2026年8月作成

年金を受け取る ⇒ 老齢・障害・遺族

年金を受け取れる理由 ⇒ 公的年金は 3 つ・・・老齢 障害 遺族

◆老齢年金・・・老後の保障として給付される年金で、原則65歳から生涯受け取れる

◆障害年金・・・病気やけがで、生活や仕事などが制限されるような場合に受け取れる年金

◆遺族年金・・・一家の働き手や年金生活の方などが亡くなったときに家族に給付される年金

	老齢	障害	遺族
国民年金	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金

遺族基礎年金（国民年金の部分）もらえる人

【対象】 死亡者に高校卒業年齢以下の子がいる場合のみ

- ・ 子の要件 ・ 高校卒業年齢以下 (18歳になった年度の3月31日まで) で 未婚
ただし、子が障害1級か2級の場合は20歳以下

【もらえる人】 (高校卒業年齢以下の子がいる) **死亡者の配偶者**

または (高校卒業年齢以下の) **死亡者の子**

で死亡者に生計を維持されていた人

子 ・ ・ 生計を同じくする父または母がいる間はもらうことができません

【もらえる **要件**】 ①②を両方満たした人

① (死亡者が)保険料納付(未納の月が1/3以下 または 25年以上納付など)

未納の月 ・ ・ 国民年金の保険料を支払わなくてはならなかったのに支払わなかった月

② 請求 ・ ・ 戸籍(夫婦・親子の証明)や住民票(生計が一緒の証明)などを添付

遺族基礎年金（国民年金の部分） 金額

【金額は？】

令和8年度 **1か月当たり 70,608円**（老齢基礎年金の満額と同額）

子の加算・・配偶者が受け取る場合、子が1人だと約2万円が加算されます

【いつまでもらえる】

- ・支給は、子が高校卒業年齢になるまでです
- ・配偶者は再婚すると権利を失います

【その他】

- ・遺族年金は**非課税**です
- ・**年金生活者支援給付金**・・前年の所得が基準以下の場合、もらえます（1か月約5千円）

遺族厚生年金（死亡者が「現役」の場合）

【**もらえる人**】 次のうち、最高順位の人

1位 死亡者の妻・夫(55歳以上)・子(高校卒業年齢以下)

2位:父母 3位:孫 4位:祖父母(2位～4位も年齢制限有) で死亡者に生計を維持されていた人

【**もらえる要件**】 ①～③をすべて満たした人

① **厚生年金加入中に死亡**（または **加入中に受診した傷病で初診から5年以内に死亡**）

死亡者が障害厚生年金1級または2級の受給権者であった場合も該当

② **死亡者が保険料納付** ・ ・ 国民年金保険料の未納期間が1/3以下など(障害年金受給者を除く)

③ 請求

【**金額は？**】

厚生年金の加入期間や給料の額により計算した額の3/4 ⇒ 請求時に年金事務所で確認を
(加入期間が25年未満の場合は、25年加入したとして計算します)

【**いつまでもらえる？**】

妻 ・ ・ 生涯(ただし 子がない方で30歳未満は 5年間だけ支給)、再婚すると権利を失います

子 ・ ・ 高校卒業年齢まで

遺族厚生年金（死亡者が「年金受給者など」の場合）

【**もらえる人**】 次のうち、最高順位の人

1位 死亡者の妻・夫(55歳以上)・子(高校卒業年齢以下)

2位:父母 3位:孫 4位:祖父母(2位～4位も年齢制限有)で死亡者に生計を維持されていた人

【**もらえる要件**】 ①～③のすべてを満たした人

①（死亡者が）**老齢厚生年金を受給中**（または 受給権がある）

② **死亡者が**国民年金の**保険料を25年以上納付**（免除などが認められていた期間を含む）

③ 請求

【**金額**は？】

（死亡者が）もらっていた老齢厚生年金（報酬比例部分）の3/4 － 自分の老齢厚生年金

妻が受け取る場合、要件を満たせば加算があります（中高齢寡婦加算、経過期的寡婦加算）

【**いつまでも**もらえる？】

妻・・・生涯（ただし、再婚した場合などは権利を失います）

遺族厚生年金（死亡者が年金受給者などの場合）

【金額の例】 夫が死亡、妻が受給の場合
(死亡者が)もらっていた老齢厚生年金（報酬比例部分）の3/4(75%) - 自分の老齢厚生年金

